

第13回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成21年6月10日(水)午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

柏原清純, 河野征夫, 坂下宗生, 下田文男, 肥後正徳, 増田統子
柳川征裕, 山城 滋, 横溝邦彦(五十音順, 敬称略)

[説明者]

藤本事務局長, 益田首席家庭裁判所調査官, 若槻家事首席書記官
津山主任家庭裁判所調査官, 植山主任書記官

[事務担当者]

田淵総務課長, 永澤総務課課長補佐, 賀茂庶務係長

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員の異動報告

(1) 平成21年2月24日付け再任

柏原清純

(2) 平成21年4月1日付け退任

氷室隼人

(3) 平成21年4月9日付け新任

増田統子

(4) 平成21年5月27日付け退任

高橋保子, 宮崎 真

(5) 同日付け新任

柳川征裕

3 新任委員あいさつ, 自己紹介

4 議事

(1) 人事訴訟事件について

ア 離婚を中心とした紛争解決の流れについて

イ 参与員の活用について

ウ 離婚事件における家庭裁判所調査官の関与について

エ 質疑応答

[委員]

離婚訴訟の終局区分として, 取下げによる訴訟終了とあるのは, 取り下げた後, 協議離婚をしたということか。

[委員長]

訴えを取り下げて, 相手方(被告)の様子を見ようという場合もあると思われるし, 当事者間で話し合いが付き, 協議離婚の届出をする場合もあると考えられる。

[委員]

- ・ 人事訴訟事件の進め方について、裁判所の悩みというのはどういったことか。
- ・ 3つ考えられる。1つ目は、弁護士が付かないいわゆる本人訴訟の場合である。訴訟手続について必要な説明はさせていただいているが、なかなか御理解いただけない。訴訟という形態であるから、中立的な立場である裁判所が、当事者をサポートすることもできず、訴訟手続の進行上苦慮することは少なくない。2つ目は、離婚自体に争いが無いが、他に争いがある場合のうち、財産分与についてである。争点を整理するのに、時間がかかる。それは、寄与度や婚姻中に形成された夫婦の共有財産についての主張整理や、当事者の一方が、財産を隠しているのではないかと、いわば疑心暗鬼になり、預金の調査囑託の申立てを繰り返すなどしていると、審理期間が長期化することがある。3つ目は、離婚自体に争いが無いが、他に争いがある場合のうち、子の親権についての争いである。家事事件においては、家庭裁判所は、一定の後見的役割を果たしているが、何でも家庭裁判所がやるべきと当事者から誤解される向きもあり、具体的な主張・立証が十分なされていないことがある。
- ・ 人事訴訟事件について弁護士が受任している割合が思っていたより高いと感じた。本人訴訟においても、裁判所の立場は理解できるが、当事者により分かりやすく説明する工夫をすることはできるのではないかと。例えば、破産開始の申立ての際のように、財産目録をチェックリスト方式により作成するなど工夫できないか。
- ・ 当事者双方に対し、財産目録を作成するように指示している。それで足りない場合には、調査囑託をすることになる。ある特定の期間の共有財産の調査をするとの合意形成ができれば、審理期間はかなり短縮することができるが、逆に合意形成ができない場合もあるので、財産目録の作成をチェックリスト方式により作成することは、なかなか難しいのではないかと。
- ・ 子の親権者を決めるときは、夫婦のどちらか一方に決めなければならないのか。

[委員長]

法律上、親権者と監護者を分けることはできるが、夫婦のどちらか一方が親権者となるのがほとんどであると思われる。

[委員]

- ・ 裁判所は、どのような観点から夫婦のいずれか一方を親権者と定めるのか。
- ・ 子の親権者を判断するに当たっては、総合評価で判断する。子の親権者を判断するに当たって、必要があれば、裁判官は、家庭裁判所調査官に調査を命じる。調査する内容を具体的に言えば、現在の子の監護状況や、子の年齢、子の監護をしていない側の夫婦が、仮に子の親権者になったとして子の監護のために援助をしてくれる人には、どんな人がいるのかなどである。裁判官は、家庭裁判所調査官の調査報告書などを基に、総合的に判断して、子の親権者を定める。ただ、それは、判決時点での親権者の指定であり、その後、親権者については、子の監護が不適切であるという事実を、例えば子との面接交渉などを通じて、非親権者が

知った場合には、非親権者の側から、親権者変更の審判又は調停の申立てをすることができる。したがって、いったん子の親権者が決まったからといって子が成人に達するまで親権者であり続けるとは限らない。

- ・ 法律上、離婚すれば夫婦のどちらか一方しか親権者になれないというのは、悩ましい問題である。離婚後も子にとっては、共同親権に服すというような柔軟なやり方はできないものか。

[委員長]

国民の意見が分かれているので、法改正となると難しいのではないか。離婚後の子の親権は、共同親権がいいと言う人が、国民全体のどれくらいあるのか。親族関係の問題は、親権の在り方を含め、慎重に検討する必要がある。

[委員]

- ・ 日本以外の国では、離婚後、子の親権者はどうなるのか。

[説明者]

- ・ 諸外国においては、単独親権は比較的少ない。アメリカなどは、共同親権・共同監護でもあるし、単独親権・共同監護という場合もある。離婚するときに、どのようにして、これから子を監護していくか、親権を行使するかということについてプランを立てて裁判所に提出する。裁判所の目を通ることによって、子の福祉が保護されている。中国では、共同親権とされており、養育する者をどちらかに決めるということになっている。

[委員]

- ・ 参与員の意見は、人事訴訟にどのように反映されているのか。

[委員長]

裁判員裁判における裁判員とは異なり、参与員には、判決内容に関する評決権はなく、あくまで参与員として、意見を述べることができるというものである。

[委員]

- ・ 裁判官と参与員の考え方にずれがある場合はどうか。

[説明者]

- ・ 裁判官と参与員の意見とが大きく異なったままとなることは、あまりないと聞いている。裁判官自身も判断に当たっては悩むこともあり、参与員と同意見であれば安心するし、意見が違えば、裁判官と参与員との間で、なぜ、意見が異なるのか、事実関係をもう一度確認するなどして意見交換をしているようである。

[委員]

- ・ 離婚する両親は、子がいることを自覚してもらいたいし、子の将来のことも考えてもらいたい。子の親権や監護が決まった後、子の立場に立って、制度的に何か相談できる場があればよいのではないか。

[委員長]

離婚調停事件において、当事者双方が子の親権を押しつけ合うケースもある。親の愛情を感じられるような社会のつながりができるようになればと考える。

[委員]

- ・ 家庭裁判所調査官が作成した調査報告書の内容に異議がある場合は、どうなる

のか。

- ・ 当事者に調査報告書を謄写してもらって、調査報告書の内容に対して反論があれば、訴訟手続の中で主張・立証してもらうことになる。
- ・ 家庭裁判所調査官による調査には期待している。当事者には、物事を受け入れるきっかけが必要なこともあり、専門家である家庭裁判所調査官が調査した結果が、そうしたきっかけとなることも多い。

(2) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

少年事件をテーマとさせていただきたい。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

平成21年12月2日(水)午後3時

以上